

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革

長, 壽吉

<https://doi.org/10.15017/2344391>

出版情報 : 史淵. 13, pp.89-116, 1936-07-20. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

第二帝政末期六〇年代前期 に於ける自由帝政の變革

長 壽 吉

- 一、自由帝政由來
- 二、「皇帝の内祕」
- 三、勞働者派遣
- 四、「六十名の宣言」

一、自由帝政由來

ヴィクトル・コンシデランの述ぶるところに依れば、その社會主義主張の逐時刊行「平和的民主主義」(『La Démocratie pacifique』)と、ルイ・ナポレオンとの關係に就いては、ルイ・ナポレオンがこれに對して、夙に長きに亘りて、その「精勵なる讀者であり、且つその援用者であつた」と云ふことである。(モリス・フリイドベルグ近代佛蘭西社會運動に於けるシヤアル・フウリエの影響^①)。この一事に關するこの社會思想家の言は、彼の祖述せるフウリエ主義と後年の皇帝自由主義との關係の深

きことを、恰かも當時の世上に所謂、最も人望あるものは皇帝ナポレオン三世にして、之に次ぐものはフウリエなりと云ふことに参照されて（同前）^②、第二帝政末期に於ける、所謂「緩徐なる左翼への發展」（ジャンモウレン第二帝國の宗教政策）^③の自然的なる形勢とともに、吾等に知らしむるところのものである。フウリエ主義の全般的影響は、帝政後期の觀察に必要とされるところである。

「貧困の絶滅」の著者は、既にアムの幽囚の間に在りて、これら當代の社會思想家の言に耳を傾けイポリト・ルノウに依りてフウリエ主義の一端に接してゐた。當時既にフウリエ名著が彼の掌中に存したことを想定することは、決して不當ではないと思はれる。フウリエの抽象純理の學説が、彼をして傾倒せしむるに至らなかつたことは考へられるが、少くも、フウリエの歿時一八三七年十月、恰かも彼ルイ・ナポレオンが病軀アメリカの漂旅から歸つた時の後年に於いて、一八四〇年憂鬱なるアム幽囚の間に於ては、フウリエ墓誌の意は彼の胸中に往來するもの、屢々なりしことが考へられる。

「皇帝の精靈に向ひて」（"Aux mânes de l'Empereur"）に在りて、この精靈と民主主義との一の所謂奇異なる融合が、後年の無袴的ボナバルティスムに發達するところの由來に關しては、この思想の萌芽の一脈流通の源泉を省察せざるを得ず。

アム幽囚は彼の半生涯の、皇帝的威嚴と、遼大なる企劃と、曲折紆餘の外交と、教會的保守とを産出したりと同時に、「皇帝の精靈に向ひて」と「貧困の絶滅」とに萌芽する、自由民主の思想をも産出した。前代に於て潛居したるこのアム幽囚の所産が、第二帝政末期に於て緩徐なる左翼への發展

となることは、その自然の由來まことに久しきものである。サルヂニヤ王女を配としたるフランスナポレオンの自由主義は、むしろ皇帝のそれに比して、その根據と由來とを弱く淺くするものと觀るを可とす。フランスをして若し皇帝の地位に立たしむるならば、その奔放自由なりし自由主義政策の主張は、決してしかく發露し得ざるものなりしことは、多く人の觀るところである。

一八六〇年に於けるフランス・イギリス・フランス・イギリス通商條約の締結以後、一八六四年に於ける勞働結社自由の決定、次いで「六十名宣言」に至る一聯の史實は、「貧困の絶滅」(l'Exinction du pauperisme) (一八四四)の著者が、その中に、「勞働階級者は無一物にして、彼等をして所有者たらしむることは、必要缺く可からざるところなり」と説くものと照應されねばならぬ。「この問題に關して、王家の人々が全く無關心であつた時に、亡命の一公子はこれに就いて懸念した」(ジオルヂウエル立憲王朝佛蘭西史)^⑥のである。凡ての産業に對する同一の法律が、農養生産の荒廢を惹起するものとし、農業に關する大なる協會の設立を認容し、これを以つて失業者を救済するとともに、國內未開墾の地域の改良を行ひ、同時に總ての貧困なるものに食を與ふべしとすることは、この亡命一公子の理想である(「貧困の絶滅」)^⑤。しかもこの單純なる空想に類するものとされたものも、下層階級を動かし、而して多くの資産者に對して、永く印象を與ふるところとなつた。(ジオルヂウエル前掲書)^⑦。こゝに第二帝政に於ける二つの方面の分岐と、その交錯とが存在するのである。

帝政末期に於ける自由主義、所謂「民主主義の前に跪いた君主國」(ジヤクベエンヴァイル佛蘭西史)^⑧

が、議會的帝政 (l'Empire parlementaire) に傾向したことは、この分岐の一端の發露にして、事の自然なる経過である。これに就いては拙論文「オルシニ事變の前後」(史淵第十輯) に於て説述してある。同論文の續編は、文献の理由によりて容易に完成し難きを知り、こゝにそれを割愛する事とし、同論文續編の二部に於て説述すべき豫定なりし主題を、同論文の一節「緩徐なる左翼への發展」に關する一層の説明として、更に他の方面よりの觀察に於て補ふこととした。

この事 of 自然なる経過が、何を條件として、又何を機會として現象したかを、一層に考察することは、第二帝政の歴史の了解に至るの途である。オルシニ事變以後特にイタリヤ戰役以後、六〇年代の中期メキシコ事件の頃に至る期間の歴史は、第二帝政の歴史の中に於て、最も特徴あるところのものとされる。その所以は、第二帝政の本來の意が充分に、この期間に於て窺知されることに出づるものであつて、左翼への發展の全般的影響が、その中に元來の國民主義的傾向の政策を包藏しつゝ、内政に於ても、亦外交に於ても、到る處その發露を觀察されるものがあるが故である。恐らく近世佛蘭西の歴史に於て、この期に於ける諸形勢の展開の如く、一貫したる潮流が明白なる現象を有せずして、紆餘曲折しながら、複雑なる關係の間に、微妙模糊たる過程を有したるに比類すべきものはないであらう。之を復古王朝期の兩端相對の如きに比しても、又之を第三共和政の民主主義躍進に比しても、或は又之を獨逸その他の國々の同時代に比しても、その複雑なる關係にして一層に模糊たるものは見出し得なう。

一八六三年の總選舉を期としたる、帝政反對派の増加にも拘はらず、その反對派の主張に向つて漸進の一途を有したる帝政の變革は、自由貿易策の確立を得んとして、尙未完からず、有産者の熾烈なる反對に抗して、生活品の價格の低下の方策が尊重され、しかも勞働階級の政治的向上を制限して、却つてその不滿を求め、然るに又、信賴投票の多數を得るに至る素地を養つてゐたのである。國民主義を提唱しながら、ルウマニヤ問題より延いてポーランド問題に於て、所謂イタリヤ問題の東方的反射 (les répercussions orientales de la question italienne) (ブラチアヌ著ナポレオン三世と國民性^④) は悉くこの國民主義主張の政策を破滅に終らしめんとし、メキシコ事件に就ては殆んど保守教會の前に屈伏し、全く收受を過つて、凡ての點に於て支離滅裂の結果を招來し、唯、一道の遠大なる企劃の光を殘すのみにして、病痾の君主は正に所謂政に倦むの姿に陥つて、帝政の最も萎微せる時期を窺はしむるのである。

今こゝには、如何にこの左翼への發展が、勞働階級保護の方針、即ち「貧困の絶滅」の意の延長に於て實現されたかに就ての、經過を敘述し、これと政治的權勢との關係、換言せば、帝政的權威と共和政傾向との間の往返、而して六十名宣言に至るの經過を敘述し、更にこれらに必ずや、照應されるべきものと考へられるところの、外交の由來が、却つてその國民主義的主張の崩壞を以つて、これらと反撥するものがあつたことに就いて考察を試みたく思ふ。

二、「皇帝の内秘」

一八六〇年乃至一八六二年末の間、帝國の外交相たりしトゥヴネル (L. Thouvenel) の言として傳へられる、皇帝政策に對する形容たる、「皇帝の内秘」(「le secret de l'Empereur」) と云ふことは、恣意な獨創的な外交策にして、窺ひ知り得ざる方策、又は唐突なる發意を指すものである。外相ド・リュイも亦嘗て、同様の言を述べて、「帝は老大なる計畫と、限られたる力とを有つ。彼は非凡なる行爲を成就せんとし、そしてこれを異常に終結す」とした。然しこれらは必しも外交方策の上の形容のみでない。殊に六〇年代前期に於ける内政、特に保守派教會派の意見に對する帝政の方針は、實は全く窺ひ知り得ざる方策、又は唐突なる發意に類するものが頗る多かつたのである。

この皇帝の内秘はイタリヤ戰役後に於て、恰もこの形容の生ぜる頃に於て、その内政の上に觀察される。ヴィラフランカ和約(一八五九年七月)はその外交關係に於ては、由つて來るところのものが充分に明らかにされるとは謂へ、これを内政の關係の上に參照し來る時は、從來の自由派との協和が一朝にして舊教派との協和に轉化することを示すものであり、従つてこの恣意的なる唐突の發意に類するものは、又翻つて遠からずして、その反面をも表示し來るものなきを保せざることが、窺はれるものである(ブルジョア外交史提要)^⑩。一八五九年十二月三十日、帝が法王に致したるロマニヤ獨立運動に關する意見の書簡は、和約の由て出づるところ、而してブロンビエル會見(一八五八年七月)

に於ける帝の意見の確守を明かに示すものでありながら、又一面には國內教會派に對する、慰撫同情をも陰に示すところのものである。

「戰爭の間及びその以後に於て、余の最も強き關心の一は、法王國の状態であつた。而して余をしてかくも速かに平和を結ぶに至らしめたるものの、主なる理由の中には、革命が日を追ひて、漸く擴大しつつあることを慮ることを數へねばならぬ。事物は常に一の拵げ難き論理を有す。聖位に對する余の誠實と、ローマに於ける余の軍隊の駐在とのあるに拘はらず、余はオーストリアとの争に由來するイタリヤ國民運動に對して、何等かの連帶を有することを免かれ得ず。——殿下は、余がカトリック信教及びその崇嚴なる主長のためになせる、凡てを想起されて、余の言の二心なきを、好意を以て諒解し給ふことを余は信す云々」(ボンジヤン「法皇世俗權錄」^①)

然るにこれに先だつこと數個月、戰役の當初に帝がイタリヤ國民に向つてなせる宣言は、等しく戰役に至るの理由、及びプロンピエル密約の趣旨の範圍を、一步も超ゆるものにあらざることを示しながら、然かも國內自由派、殊にフランスナポレオンを主とするイタリヤ派に向つて、自由と國民性と尊重の一日も忽にすべからざることを、陰に語るが如きものである。要はこの前後に於ける帝の慎重なる用意と、巧妙なる方策、從つてその間に「帝の内祕」を包藏するものを、知らしむるところのものである。

「世上時勢を察知せざる人々多し。余は幸にしてかゝる人々の中に屬せず。賢明なる今日の輿論の

狀況に於ては、効果尠き説服の力よりも、道義的勢力を以て示す方が、一層偉大である。この道義的なる勢力に向つて、それを余は歐洲の最も美しき地域を自由解放することに貢献しつゝ、誇りを以て求めんと欲するのである。——余のこゝに來るや、何等豫想を以つて諸君主の現有せる領地を奪ひ、或は彼等に余の意圖を強制せんとするがためでない。余の軍隊は諸子の敵を敗り、秩序を維持するを目的として行動し、諸子の有する正統の要求を表現するに、妨害をなすものにあらず。——屢々蹉跌したる諸子の獨立の要求は、もし諸子がそれに相應せる態度を以てせば、これを實現するに難からざるものである云々。」（ボンジアン前掲書）

斯くてこの二種の言明に於て觀察されるところの兩端の孰れかは、而して又兩端の何れをも、六〇年代前期に於て、或る機會を以つて、更に或る條件の下に於て不測の發展をなす可能を有してゐる。この機會と條件とは、自由貿易策の確立に於て、而して又何が故にその由て來るかの理由に於て、觀察されねばならぬ。この事に就いては先づ、英佛國際の關係を考慮し、従つて遠くドナウ河口兩地域の合併、ルウマニヤ國成立の問題、即ち所謂「イタリヤ問題の東方的反射」の由來を回顧せねばならぬ。

ジ・バジェエの、「サヴォイ併合、及び一八六〇年一月乃至四月の英佛關係危機」(十八世紀より二十世紀に亘る英佛史の研究)⁽¹⁰⁾は、この當時の狀況を審にす。このサヴォイ併合の一事に關する英佛關係に於けるナポレオン帝の方策も、既に紆余曲折して、實はイングラント外交當局者を翻弄し、益々

その對議會策の上に困難を感じしめたときものであつた。サヴォイ併合は、ニイスとともに、一八六〇年四月中旬、住民投票に由りて佛蘭西に併合された。當時イングランド内閣は自由黨パーマーソンによりて、一八六五年まで組織されてゐた。パーマーソンの佛蘭西第二帝政創立當初以來これに對する好意は、恒に且つ長く同内閣に對する反對派の論難の對象であり、サヴォイ併合の議會承認は、英佛通商條約の議會承認よりも困難にして、又却つて英佛通商條約の成立をも危からしむる可能性を有してゐた。この事は、決してナポレオン帝の察知し得ざることではなかつたのである。

然るにこの察知の存するにも拘はらず、しかもスツツトガルト會見（一八五七年九月二十五日佛露兩帝會見）以來の對露策が、ルウマニヤ問題を通過して、容易にその効果を表はさず、國民主義の主張に於ても、亦國際的位置の保持に於ても、イングランドとの協調が、對露對墮政策上の牽制として當然に考慮されうべきにも拘はらず、敢然として、ブロンビエル會見の當然の發展としてサヴォイ併合を計畫し、更に猶その理由の一端に、國民主義を参照する「自由境界」の主張を置いたことの如きは（同前）^⑩、如何にこれと自由貿易策との相對が、國內政策に對して、所謂「皇帝の内祕」の性質を明らかにするかを、示すものと謂はねばならぬ。トツクヴィルが帝の政治の方策を非難して、「其日其日の些細な生活」の方策とした事の如きは（スプロクストン著パーマーソン及びハンガリー革命）^⑪、決してこの間の帝の深謀を形容すること能はざるものにして、却つて彼のアングロ狂の非難の一端とも、なりうるものである。

一八一五年の原則として均勢主義を標示したる英國外交策が、一八四〇年の四國同盟、一八五四年のクリミア問題、殊に一八四八年ボローランド叛亂、更にドナウ下流問題に於けるその調停案提示の如きを以て、結局は便宜臨機の變遷を経過しつゝ、終には「結局は大局に於ては、英國の勝利である」(エ・マルクス「英國對外策の統一性」^⑩)ものに比する時は、「帝の内祕」は多面を包藏しながら、實はその中に一貫したる主張の實現に向つての、絶えざる努力の存することを窺はしめる。一面帝政の萎微の外觀は、うちにこの苦慮の努力を知らしむるところである。

帝が充分に察知しながら、敢然英國の反對を無視したるサヴォイ併合事件に關する、英佛國際の危機の細項は、中部イタリヤ國建立問題と、「自然境界」の言明と、シャブレエ (Chablais)、フォシニイ (Faucigny) 二地方のスウイス讓與の不履行とにある。(バジエ前掲書)^⑪

一八六〇年一月末、帝がサルヂニヤ王に提示したる意見に於ては、同國の一層の擴大を否定し、中部イタリヤの住民投票歸屬決定、及びサヴォイ・ニイスの同様決定のことがあつたが、この意は必ずしも英國政府の考ふる如き、中部國建立ではなく、従つてそれが法王所管地ロマニヤ、即ち帝が屢々その放棄を法王に勧告したるもの、(拙稿「オルシニ事變の前後」に既に説述した)を含むで、サルヂニヤ歸屬を決定するや、サヴォイ・ニイス兩地方はプロンビエル密約の意に隨つて、當然にフランス歸屬となるべきことが主張された。トウヴェネルがイタリヤ問題の決定の必須として、中部國建立か、然らざれば二地方の佛蘭西歸屬かを指示したこと(同前)^⑫が、これに参照される。而してこの所謂歸

屬 (revendiquer) は、アルプス山形に依る自然境界の意を有し、この意は延いてライン河に依る自然境界の意ともなるものである。この歸屬に先だちて一八六〇年一月、ジョアンヴィル公が英國政府に告げた言に、佛蘭西帝の意が自然境界に在ることがあり、之に依つてヴィクトリヤ女王がラツセル卿に警告して、ライン境界の將來を以てしたと謂ふ(同前)^⑩。然るにこれらは實は既にイタリヤ戰役の當初、或はブロンビエル會見の直後に於て、英國政府の當然に察知すべきところであつた事が考へられる。自然境界を理由としたるサヴォイ併合が、皇帝の意に出づるものか、或は上述トウヴネル個人の案に據るものか、更に又バーマーストンは夙に之を察知し居たるものか、これらに就いては今こゝに輕々に論ずべきものなしとは謂ひながら、それは實に一貫したるブロンビエル約以後の發展にして、自然境界説、従つてそのライン政策を含むものも、おのづから生じ來るものに屬してゐるのである。

ドリオウルの記すところに據れば、夙にクリム戰役に於てナポレオン三世は、英國の利益のためにのみこの戰を繼續するの意なく、英國に告ぐるに、若し戰を續くる時は、各地國民運動は大に起り、ポーランドは露國に反抗し、匈牙利伊太利は塙國に反抗し、英國の主張たる一八一五年の決定は、變更を余儀なくなされるであらうと云ふことを以てし、私かに、ライン左岸地域及びベルジウムを占據し、以て事有るの日に備ふることを可とすと考へ、却つて英をすてて露に接近するを捷徑としたと云ふ事である。(ドリオウル「東方問題史」^⑪) この國民主義の將來と帝の政策との關係の點、及び對露策の點は之を除きて、ライン境界の志は既に夙に存したことが窺はれるのである。シャブレイその他に

關しては、帝はこれを却つて紛糾の端緒として、實施しなかつた。(バジエ前掲書)。

この帝の内祕に類してしかも一貫せる政策が、敢て英國の反對を事とせざることの反面には、國內保守派教會派、及び一般國人に對する光榮の考慮の存在を示しつゝ、又他面には、この危險を敢てしながら自由貿易策の確立、而して對英親和の苦心の存することを知らしむるものあることが、注意されねばならぬ。

三、勞働者派遣

一八六三年の歐洲危機、即ちポーランド叛亂に關する諸國の對峙の間に在りて、佛蘭西帝の政策が第一に伊太利問題の完結、第二にルウマニヤ新形勢則ちアレクサンドル・クウサの身的結合に由る統一の承認、第三にポーランド問題の國民主義的解決の、この三者に對して、東に奧太利との協和を有し、西に英國の親善を保つ事、而して同時に露西亞を牽制し、更に尙末多く帝の考慮に入らざる普露西をも牽制するに在つたことは、種々の點から想定されるところである。この政策に反映し、又この政策の反映する關係に在るものは、自由貿易策と勞働階級保護、更に又オウスマンのバリ市街土木事業である。

然るに、これらの諸事實を蓋ふところのもの、即ち權威帝政の變革は殆んど悉くその目的とするところを失ふが如き、悲運に際してゐた。嘗て私が所謂「帝政の讓歩」に就て、上述の論文中に説いた

如く、それは決して讓歩にあらずして、帝政本來の意が、機會を得て示現したものであつたところの左翼への發展は、畢竟は帝政の威信の維持の努力に外ならぬものであつたのに拘はらず、クリミア戰後の對露策の蹉跌を初として、順次に佛蘭西帝國の國際孤立が、遂にメキシコ事件に於て顯著に表現されると共に、自由貿易策も勞働階級保護も、却つて政治機關の上の現象に於ては、所期に反對するところの結果をも生じ來らんとするのである。之を第二帝政末期の悲運と形容するに過誤がない。

一八六三年三月二十八日、則ちポーランド關係アルフエンスレベン軍事祕約 (Alvensleben) (一八六三年二月八日) の後一ヶ月、佛蘭西帝が塙太利帝フランツ・ヨゼフに送れる書簡、(ステルン「近世歐洲史」第九卷附録²²) に、

「塙太利と佛蘭西とは、その過去の仇敵關係を忘れて、相携て、その威信とその資力とその軍隊とを、同一目的に向つて用ふるために親密に結合さるゝ時は、事態の秩序を長く持續するを得べし

云々」

とあるは、要はアルフエンスレベン密約破棄を要求するド・リュイの方策を強調し、ビスマルクの密約強行の企、(二月二十六日プロシヤ議會に於ける喧燥非難の間の演説)、(テオドル・フラアテ「獨逸演説集」²³) を破碎せんとするものにして、後日の佛英塙及法王共同勸告、延いてゴルチャコフの協議要請に至る外交上の成功の端を發したものであつたが、これを次の事實に照應して觀るべきところのものである。

ブラチアヌ「ナポレオン三世と國民性」の記するところに據れば、塙使節メツテルニヒは、一八六三年二月二十一日、則ち前記皇帝書簡の以前凡一個月、アルフェンススレベン密約の直後、皇后イウジエニイから、所謂「彼女の政策の理想」(“Vidéal de sa politique”) (ブラチアヌ前掲書)²⁾を聽いて驚くところがあつた。この理想は、要は、佛塙は英國と同盟して、歐洲の改造を行ふことである。この改造の計畫の細項には、ライン左岸の佛領たるべきことあり、ルウマニヤ國の成立あり、塙國のボスニヤ・ヘルツェゴヴィナ併合あり、波蘭の獨立あり、更にラテン亞米利加に於ける賠償のこともある。ブラチアヌはこれに關して、この計畫が皇后一人の所謂理想か、皇帝の意圖に在るかは詳ならずと雖も、少くも皇帝の意圖に關する、精確さは疑はるゝものながら、しかもその「翻譯」であること疑なしと記してゐる。

離即の關係の變化はありながら、皇帝即位の承認以來、ナポレオン三世の對英親和策は、常にその不變の國際政策をなしてゐた。敢てクリミヤ役以外には同盟結合のことはなかつたが、しかも親和の關係を破綻に導くこともなかつた。英國一面が、バーマーストンを非難して「この恐怖すべき”(“ce terrible”)としたにも拘はらなかつた。對伊太利の如く、そのために干戈をとるが如きことも無く、對露西亞の如く「良き兄弟」と「良き友人」(“bon frère” ou “bon ami”)との修辭の爭論を起すこともなかつた。佛蘭西帝の心中には、或はかの塙國使節プロケツシ・オステンが一生涯の希望としてその夢中にも描いたと云ふ英露共倒れの戰の起ることを、等しく描いてゐたかとも考へられる。然る

に、この無感覺無主義の島國は、クリム戰役の終末にもルウマニヤ問題の處理にも、ポーランド叛亂の對策にも、さては自由貿易策勞働者派遣の結果の收拾にも、如何なる友情をも酬ゆることが無い。第二帝國を倒したものが、ビスマルクよりは寧ろカヴールであるとするならば、それは更にむしろ、バーマーストンであり、ラッセルであり、グラッドストーンであるとされ得るであらう。

コブデンが帝にバリに於て見えたのは、一八五九年十月二十七日である。コブデンと佛蘭西自由貿易論者シュヴァリエ (Michel Chevalier) との交渉は、これに先だち、兩國通商條約草案は早く私かに、成文を得てゐた。伊太利戰役後の英佛關係、延いてサヴォイ併合の關係に前後して帝の自由貿易策は次第に確立を得た。條約の發表は一八六〇年一月二十三日、恰もサヴォイ併合に關する英佛關係問題の當初である。ロンドン駐在使節ペルシニイが歸來して、「英國朝野の佛蘭西に對する不信の大きなを告げ、帝をして通商條約の締結が、これに對して最良の方法たることの信念を強からしめた」のは、この時である。「佛蘭西舊來の貿易策を捨て、急にその方針を變じた帝の意は、伊太利戰役以來弛緩したる關係を、自由貿易國英國との結合に於て、再び緊密ならしめんとしたることを示すもの」(ステルン前掲書²⁶)である。

「然しながらこれを以て帝が夙に自由貿易説に傾耳してゐたことを、看過するは誤りである。帝は英國滯在の間、コブデン・ブライトの運動を實見した。その運動に由り、ロバート・ピールの立法が之に従つたところの英國民衆の福利の増進に、帝は深く心動された。帝の希望は、同様に佛蘭西の福

利を開拓して、自由を失へることの上に、國民を慰せんとした」のである(同前)²⁶⁾。如何にこの間の消息が、而して前述する「貧困の絶滅」の意と、「平和的民主主義」の精讀と、又「左翼への發展」とが、相通じ相應するかは、一八六〇年一月十五日モニトウルに公にされたる、皇帝書簡、財務長官フウ(Achille Fould)に宛じたものに觀られる(ラヴィス近代佛蘭西史)²⁷⁾。

「生産物の交換によつて、我が國の商業を發展せしむるに先だち、先づ我が國の農業を改良し、我が國の産業を、その凡ての國內的拘束から解放する必要がある。産業上の生産を奨勵するために産業に必要な原料品を、凡ての關稅から解放し、これにその原料の完成を助長する資本を、與へる必要がある。公益事業所管の長官は、速かに運河、道路及鐵道の施設を實現せしめ、石炭、穀類の招來を計るべし。而して、運河鐵道間の正しき競争を設定することによつて、稅率を低減せしむることを努力すべし。要するに、羊毛、木綿に對する關稅禁止、砂糖、珈琲の關稅低減、交通路の改良、運河稅の低減、農工業に對する貸付、相當の公益事業、輸入制限の禁止、又は諸列強との通商條約締結等々、これらが、直ちに實現すべきための法案を、準備すべき汝等僚の注意を惹かんことは、余の期待せるところの企劃に對する基礎である云々。」

「王宮組」(“Le Groupe du Palais-Royal”)の指導者たるフランスナポレオンは、伊太利結縁の關係よりはむしろその教育の元來に於て自由主義であり、伊太利黨であり、從つて伊太利戰役に興奮せる勞働階級の保護者である。この王宮組も數人の勞働者より成立せるものである。一八六一年三

月初旬、代議院に於ける彼の演説は、法王世俗權の否定、伊太利統一の必要、對英親和政策の有利を論じて、大に世論を盛にしたものであつた(同前)²⁹。彼の保護のもとに、同時に公にされた諸小論(Tes brochures du Palais-Royal)は、「六月の日」の鎮定者、資本家、普通選舉反對者、保護貿易論者に對抗して、労働者等を教唆するが如き文語を用ひ、「皇帝は労働等の感情に一致したる外征を行ひ、彼等と同様なる利害を有し、皇帝のみが彼等の希望を實現しうるもの」なることを説き、帝政を労働者が援助すべきことを勧めた。帝はさきのフランスナポレオンの演説に對して、「高尚なる愛國的感覺」の言なりとして賞揚した(同前)²⁹。

ザイファルト著「一八五三年五年のバリ認知」(一八五五年刊)の語を想起すれば、「世人はルイ・ナポレオンが掌中に握るものは、僧職と軍隊と、労働者との三社會層である。」(拙論「オルシニ事變の前後」参照)。然るに、イタリヤ戰役は第一者と離間し、後年のメキシコ事件に至つて益々遠く、軍隊の潰滅は一八七〇年に至つて、帝國とともに帝の掌中を去り、今第二者も掌中に握る事一層確固たらんとして、却つて轉じて離間に傾かんとした。第二帝政の崩壊は、實にこの關係に存在するのである。「帝政と労働者との協同のこの企ては、ロンドンに於ける世界博覽會に、その代表を派遣すること、を以て、實現の一つの方策を示すこととなつた」(ジヨルヂウエイ著フランス社會運動史)³⁰。自由貿易策の採用と、ロンドンへの労働者代表派遣とが、サヴォイ併合關係の英佛國交の危険を緩和し、ルウマニヤ問題以後遷延して、スツツトガルト會見の不成功を補ふべき政策を、助成すべきことは、

當然に考へられる。こゝに第二帝政末期の左翼への發展の一端が觀察される。

「國民輿論」(“l'Opinion nationale”) に掲けたる銅刻工トウレン (Tolain) 某の説を注意したのは、フランスナポレオンである。リヨンの大工業家にしてもサンシモニエンであるアルレ・デュフル (Arles Dufour) は、一八六二年ロンドン世界博覽會に労働者代表を派遣して、英國に於ける労働状態の研究をなさしむべきことを主張した。帝はトウレンの案を採用し、労働者委員の選舉せる二百人代表は、同年七月中旬から九月中旬まで、ロンドンに派遣された。歸來せる代表者等は、英國労働者の状態を嘆稱し、高き賃銀と、労働時間と、工場及び労働組合の整頓を稱揚し、而して殊に労働組合の自由と、その社會的地位を論じ、英國労働者の歡迎と、「彼等相互間の労働の團結」の提議とを想起して、佛蘭西の労働者に向つて、團結とその自由との成就を勸告した(ジヨルヂウエイル前掲書及ラヴィス前掲書^②)。

四、「六十名の宣言」

一八六一年以來公にされたる労働者等の諸小論前記のうちには、彼等團結の自由、従つてその政治的利權の當然なることを主張し、帝が労働階級の保護と、國民性の尊重とを以て、現代の急務なりと考へることを説き、更にルウマニヤ國の成立、イタリヤ國の復興、ポーランド・ハンガリーの解放、その他抑壓されたる國民の自由を主張した(ラヴィス前掲書)。第二共和政の初に、ラマルチヌがボ

ーランド亡命者等のバリ街頭示威行進に對して、「恰かも勞働者に對すると等しく」、賞賛激勵の語を發したと云ふことが、之に参照される。而して、ビスマルクの演說アルフエンスレエベン密約に關するもの（前記）、「他の國民性或は國民的運動に向つて、同情し興奮することは、自國の利益を犠牲とする、政治的疾苦である」（テオドルフラアテ獨逸演說）⁽³⁴⁾とあるものが、これらに對して、新時代の端緒を包含するものとして参照されるのである。

第二帝政の政策の、三位の原理たる、人民宗主權、自然的境界、及び國民性尊重（ビエルドラゴルス著ナポレオン三世とその政略）⁽³⁵⁾のうちの國民性尊重は、勞働階級の保護と不可分の關係に存在する。これに向つて新時代の趨勢が、破壊を行ふ時に於て、或はこれを保持せんとして、遂に能く爲し能はざるに於て、勞働階級の保護は終にその意を全くせざるに留る。伊太利戰役に出發して、ポーランド叛亂に能く爲し能はざるを表示したる國民性尊重の政策は、これと並行せる勞働階級の保護をも結局はその意を全くせざるに留まらしめしのみならず、却つて議會的帝政の末端として反撥したのである。緩徐なる左翼への發展は、終に國民信頼投票の一瞬の輝きを殘すのみにして、第二帝政の終焉に發展した。

顧るに、スツツトガルト會見後、ルウマニヤ問題の紛糾の間、佛蘭西外交は親露策であつた。この目的は、勿論國民性尊重の上に存し、又往日のブラハ市スラヴ會議後の、スラヴ運動の上の露西亞の地位の解釋にも由るものである。然るに一八六三年のポーランド問題に關する國民性尊重は、政策的

に兩稱關係を招來した。佛蘭西國民のポーランド同情の聲は、自由派は勿論、宗教上の理由を以てする教會派も、更にボナパルト派も大ナポレオン事蹟の傳統に於て、ポーランドに同情した。ポーランドに同情せば露西亞と協和を破り、露西亞と結べは國民性尊重を壞つのである。帝政は何等かの國際援助を必要とするものである。國際援助か、國民性尊重か、その一を選まざるを得ざる、應に國民性尊重の原理の危機である。帝の苦心に出づるもの、この兩者を共に維持すべきものは、英國との協和に外ならない。ドナウ河口地に於ける墺國駐兵の事件漸く解決して、佛墺の接近亦考量の中に在る。

ド・リュイの抗議、ゴルチャコフの協議要請を経て、アルフェンスレベン密約處理に關する英佛墺法王の共同提言は、この形勢に出づるものである。叛亂者の完全なる赦免、ポーランド人の任官、一八一五年特許憲法に依るポーランド議會の設定、信教言語の自由公認等の、この提言條件が、佛蘭西の意に出で、國民性尊重の原理に由るものであることは謂ふまでもない。(ブルジョア外交史提要第三卷參照⁽¹⁰⁾)然るに、三國の協和不備は、ビスマルクをしてゴルチャコフに交渉終止の宣言を發することを行はしめ、遂に危機到來して、佛蘭西のビスマルク退職要求となるに及び、パーマーストンはビスマルクの書を得て、協和を棄てて省みず。その無感覺不誠意は極端に表明された。(ミリウコフ・セイニヨボス露西亞史第二卷⁽¹¹⁾)國民性尊重は、かくて完全にその能く爲し得ざるを示した。國際關係に於ける佛蘭西の孤立は、墺國の孤立と並び、國際關係を支配するものは、パーマーストンにもあらず、又ナポレオン三世にもあらずして、「政治的疾病」を主張するところのビスマルクとなつた。

一八六〇年通商條約の締結は、生活必需品の價格を低減し、貧民に對して福利を齎すものであつたが、トゥレンの所論も、歸來勞働者代表等の要求も、勞働者相互の間に於て、彼等のみに由り、彼等の必要に應じて、手段を講ずる自由の獲得であり、政府或は資本家の保護を排することである。彼等の結社の自由（後年一八六四年結社法制定）は、畢竟彼等の政治的權力を伴ふことである。通商條約の締結が、工業資本家の不平を招いたことは謂ふを須ひない。その締結の交渉が獨裁的に、内祕の間に行はれたことに對して、帝政反對者はその不合法を難論した。

クウデタの人モルニイが、「皇帝は頗る善良なり、然しその後繼に如何なるべきを、人は知らず」、と言つたことは、議會的帝政の形勢に對したもので、所謂「五人組」(“Cinq”)の政府反對派(Drimon, E. Olivier, Ern. Picard, J. Favre)の行動の豫測であつた。ダリモンがモルニイに答へた言には、議會討議の速記報告と、修正提案權と、更に質問申告權の獲得があつた(ゲリオ著ナポレオン三世傳³⁸)。これらは一八六〇年三月の事にして、「十一月勅令」發表の前である。

一八六〇年十一月二十六日勅令は、自由帝政に向つての第一歩である。六〇年代に於ける帝政の傾向さきに述べたるものゝ、「端緒」がある。同勅令に關して一議員は、モルニイに語つて曰く、「若しこれが端緒ならば、帝國は基礎される。又若しこれが終局ならば、帝國は喪失される」と(同前³⁹)。「その重要なるにも拘はらず、この勅令は既存の慣習を、法文に表はしたものに外ならない」(同前)。「國政上の重要なる會議員に對し、我が政府の一般政策に一層直接なる、參與の權を與へんと欲し、

且又我等の信頼の顯著なる證明として、云々」と言へる同勅令初項の數言は、まことに「頗る善良なる」帝の意と、解すべきものであるに拘はらず、凡ては「端緒」の意を以つて、帝政反對派或は一般自由派、或は又勞働組合の自由結成に向つて突進せんとするものに由つて、好機とされたのである。

第二帝國は續々、左翼への發展の事件を更ねた。伊太利戰役は國民主義と僧職との兩秤關係の中に發展し、ロマニヤ割讓とローマ駐兵と聖禮加冠との交渉の間に、「僧職」を失つて、國民主義を殘しポーランド叛亂干渉は、國民性尊重と國際援助との兩秤關係の發展の間に、「新時代の破壊力」と、「完全なる不信義」との收受に由つて、この二つを同時に喪失した。政策の三位一體の一角全く崩れて、「孤立」せる第二帝政は、光榮の傳統に立つ權威と軍隊とを保つのみである（セイニヨボス佛蘭西國民史實錄^⑩）。

「次第次第に、或時はその執拗からして、又或時は之と反對に、時宜を失つた讓歩からして、而して又不可解なる躊躇からして」、（ポーモンヴァシイ十九世紀真相錄^⑪）、帝政の變革が生じ來ると見られるものは、理想と主義との國民性尊重と、自由主義とが、その本然の姿に顯著ならむとして、現實の失敗續出の間に彷徨しつゝ、唯、しかも權威を失はざらんことに汲々たるものありしが故である。

第二帝政の末期而してその最も複雑模糊を包含する時期は、爰に存在する。十一月勅令を始めとして多くの議會權限の擴張を行ひながら、政體の變改に關する如き言論を極力抑壓して、或は警告を發し或は停止を命じたことは、之を意味するものである。更に一八六三年總選舉に先だちて、立候補者に

對し皇帝に向つての宣誓書を要求せんとしたことの如きは、最も好く同様の意を示す。

「普通選舉の年期奉公」(l'apprentissage du suffrage universel)⁽¹⁴⁾、に傾向した種々の政治運動は、帝政反對派を増大した。「必要なる自由」(les libertés nécessaires)、即ち言論と結社と集會と選舉との自由を主張して、それらが十一月勅令の意に、包含されながらも特殊法臨時法等の拘束をうけつゝあるを非難するものは、五人組を中心として、共和派自由派而して勞働者の大部分を包括した。一八六一年八月に於て、一印刷職工の署名せる皇帝への請願には、勞働者が選舉權を有するにも拘はらず、彼等を低級民たる状態に放置し置くところの、諸法律と諸慣例との撤廢の要求があつた。⁽¹⁵⁾

伊太利政策、羅馬問題に不満を懷きて、帝政を離れた僧職教會派、通商條約を惡む工業資本家及保護貿易論者、而して又帝政の左翼への發展を憤慨せる帝政派も、現状打破の好機を、一八六三年の總選舉に觀察してゐた故に、これら總てのものゝ努力は集中されて、六月の總選舉は全く政府立候補者を排して、地方に於て稍々優勢を示したのみで、凡ての都市に於ては政府反對派の勝利となつた。議會的帝政の期こゝに始まらんとした。政府が共和派その他總選舉に反政府的なるべき人々のリストを州知事に命じて作らせたことも、何等の功をも奏しなかつた。殊に「低級民たる状態」から、勞働者保護策を通じて、政治上の擡頭に熱心であつた勞働階級の政府反對派援助は、大なる勢力をなした。トウレンはその言論を以てこれを率ゐてゐた。前年一八六二年末に於ける「棉花饑饉」とアメリカ南北戰役の影響とは、勞働階級の感覺を刺激して、一層この傾向を大ならしめてゐた。

さきに述べたる労働者の諸小論冊子にあつた組合の自由の要求は、益々強調され、等しく同冊子に記されたる、「皇帝の下に集まれ」の意は、次第に失はれた。これに對し、政治的讓歩を欲せざる皇帝は、何等かの社會的改革を以て、これを補填せんとし、政府提案の結社の自由に關する法、（一八六四年四月）が決定されたが、労働の自由と、「労働者の經濟的解放には、政治運動がその手段として伴ふ」と云ふ理論との希望は、勿論この結社法の一層の完成に向つての、激動を起さしめた。一八六四年三月の共和黨議員補欠選舉に際し、カルノオ（Carnot）及びガルニエ（Garnier-Pagès）が選ばれたる時、この選舉に労働代表を立てて争はんとしたる労働者等の、六〇名署名の宣言（Manifeste des 60）は、「政治的同權は、必然に社會的同權を包含する」ものとして、言論集會の自由、國家教會の分離、労働の完全自由、教育の國家管理等を提唱した（ラヴィス前提書^④）。所謂「團結されたる労働者」は、既にその國際的連絡を有して、帝政の反對者のその外側に一勢力を現出した。それは實に「掌中に握る」べきものではなくなつた。

帝國政策の三位たる、人民宗主權と國民性尊重と自然境界説とは、相互に關聯して、少時も離れ得ざる、又一を缺いて他を保ち得ざるところの、同一思慮の源流の分派である。若し一八六〇年勅令が人民宗主權の發達の途上にあるならば、一八六三年の危機に於て、國民性尊重の政策はその實現を見るべかりしものと考へられる。人民宗主權は、尙帝政權威を保持せんとする種々の方策にも拘はらず偏に發展し、國民性尊重は、尙その條件と除外との盾を包藏しつゝ、法王權と國際事情とのために

悉く支離し終つた。この積極の發達傾向と、現實の失敗との間に、却つて建設すべかりし權威が失はれて行つたものが、帝政末期の前半の形勢であるとせば、後半に於ける自然境界説の運命も、亦悲しむべき結果を招來するに至るものであること、疑なきところである。「人と爲り能辯にして、全く帝を籠絡し、帝をして帝政の救助者と思はしめたるものは、實は墓穴掘りに過ぎなかつた」と、非難されたるエミル・オリヴィエが、議會帝政の内閣長官たる日は、既に近づいてゐた。

- ① Morris Friedberg, *L'Influence de Ch. Fourier sur le mouvement social contemporaine en France*. p. 114.
- ② *ibidem*. p. 14. "l'Expression quelque peu exagérée du socialiste allemand Charles Grün."
- ③ Jean Mourain, *Le Politique ecclésiastique du Second Empire de 1852 à 1869*. p. 224.
- ④ "Les attractions sont proportionnelles aux destinées
Le série distribue les harmonies."
- ⑤ Georges Weill, *La France sous la monarchie constitutionnelle*. p. 262.
- ⑥ "L'Extinction du paupérisme"
- ⑦ Georges Weill, *op. cit.* p. 263.
- ⑧ Jacques Bainville, *Histoire de France*. p. 490.
- ⑨ G. I. Braïanu, *Napoléon III. et les nationalités*. p. 35.
- ⑩ ref. E. Bourgeois, *Manuel historique de politique étrangère*. T. III. pp. 631 et seq.
- ⑪ Bonjean (Sénateur), *Du pouvoir temporel de la papauté*. p. 416
- ⑫ *ibid.* q. 404
- ⑬ *Studies in Anglo-French history during the 18., 19. and 20. Centuries*. Chap. 7. G. Pages,

The Annexation of Savoy and the Crisis in Anglo-French relations, Jan-April, 1860.

- ⑭ *ibid.* p. 91.
- ⑮ Alexis Tocqueville, *Recollections*. cit. Ch. Sproston, Palmerston and the Hungarian Revolution. p. 19.
- ⑯ Erich Marcks, Die Einheitlichkeit der englischen Auslandspolitik von 1500 bis zur Gegenwart. p. 23
- ⑰ ref. G. Pagès, *op. cit.*
- ⑱ G. Pagès, *op. cit.* p. 86.
- ⑲ *ibid.* p. 91.
- ⑳ Ed. Driault, La Question d'Orient depuis ses origines jusqu'à la paix de Sévres. Chap. V.
- ㉑ G. Pagès. *op. cit.* pp. 98 et seq.
- ㉒ Alfred Stern, Geschichte Eutropas von 1848 bis 1871. Bd, III. Anhang 1.
- ㉓ Theodor Flathe, Deutsche Reden; Otto v. Bismarck, Gesammelte Werke. Bd. 10 : Reden.
- ㉔ G. I. Bratianu, *op cit.* pp 69, 70.
- ㉕ Alf, Stern, *op, cit.* p. 3 & p. 1.
- ㉖ *ibid.* p. 1.
- ㉗ Ernest Lavisse, Histoire de France contemporaine. Tome 7. p. 9.
- ㉘ *ibid.* pp. 18 et seq.
- ㉙ *ibid.* p. 34 & p. 18.
- ㉚ Waldemar Seyffarth, Wahrnehmungen in Paris, 1853 und 1854. p. 33.
- ㉛ Georges Weill, Histoire du mouvement social en France. p. 59.

- ③② ibid. pp. 61 et seq., Lavissee, op. cit. pp. 34 et seq.
- ③③ ibid. pp. 57. 58.
- ③④ Th. Flahe, Deutsche Reden. v. dessus.
- ③⑤ Pierre de la Gorce, Napoléon III. et sa politique. (Résumé de son Hist. de Second Empire,) p. 121.
- ③⑥ È. Bourgeois, op. cit, T. III. chap. XII. XIV.
- ③⑦ P. Milloukof, Ch. Seignobos, Histoire de Russie, Tome II, chap. XVIII.
- ③⑧ Paul Guériot, Napoléon III. Tome II. pp. 15, 16.
- ③⑨ ibid. p. 19.
- ④⑩ Ch. Seignobos, Histoire sincère de la nation française. p. 439.
- ④⑪ Yve de Beaumont-Vassy, Mémoires secrets du XIX. Siècle. p. 371.
- ④⑫ Ch. Seignobos, op. cit. p. 440.
- ④⑬ Lavissee, op, cit, p. 34.
- ④⑭ ibid. pp. 38, 39.
- ④⑮ Henri Robert, Les Grand procès de l'histoire. p. 166. "Hélas! il n' en fut que le fossoyeur"

